

## 愛媛県土木工事共通仕様書の改正概要

### ■改正箇所

施工体制台帳の作成・提出義務の拡大（下請け金額による下限撤廃）

条文	1-1-1-10 施工体制台帳
内容	施工体制台帳の提出義務を「下請負契約の請負代金額が3,000万円以上になる場合」から「下請け契約を締結した場合」に変更

### ■改正理由

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）の一部が改正され、公共工事における施工体制台帳の作成・提出が義務付けられる工事が拡大（下請金額による下限を撤廃）されたことによる。

### ■その他

関係法令の参照方法を最新改正年月表示から制定年表示に変更  
見出しの誤字訂正

### ■適用工事

平成27年4月1日以降公告又は入札通知する工事から適用

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定										条文 改定									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	平成26年7月改正	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	平成27年4月改正				
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編				
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則				
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則				
1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	設計図書の照査等	1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	設計図書の照査等				
1	1	1	3	3	1	3. 設計図書の照査	受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、 <b>契約図書</b> 、及びその他の図書を監督員の <b>承諾</b> なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。	1	1	1	3	3	1	3. <b>契約図書等の使用制限</b>	受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、 <b>契約図書</b> 、及びその他の図書を監督員の <b>承諾</b> なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。				
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳				
1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために <b>締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合</b> 、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、発注者に <b>提出</b> しなければならない。	1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために <b>下請け契約を締結した場合</b> 、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、発注者に <b>提出</b> しなければならない。				
1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	工事中の安全確保				
1	1	1	26	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	発注者が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正 法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	26	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	発注者が、労働安全衛生法（ <b>昭和47年法律第57号</b> ）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。				
1	1	1	26	14	1	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（ <b>平成18年6月改正 法律第50号</b> ）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	26	14	1	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。				
1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	交通安全管理	1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	交通安全管理				
1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（ <b>平成24年2月27日改正 内閣府・国土交通省令第1号</b> ）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に準じ、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（ <b>昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号</b> ）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に準じ、安全対策を講じなければならない。				
1	1	1	32	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（ <b>平成23年12月26日改正 政令第424号</b> ）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを <b>確認</b> しなければならない。また、道路交通法施行令（ <b>平成24年3月22日改正 政令第54号</b> ）第22条における制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（ <b>平成24年8月改正 法律第67号</b> ）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（ <b>昭和36年政令第265号</b> ）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを <b>確認</b> しなければならない。また、道路交通法施行令（ <b>昭和35年政令第270号</b> ）第22条における制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、 <b>道路交通法（昭和35年法律第105号）</b> 第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。				
1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	諸法令の遵守	1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	諸法令の遵守				
1	1	1	35	1	1	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。	1	1	1	35	1	1	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。				

## 土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文 改定																				
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条
							平成26年7月改正							平成27年4月改正													
1	1	1	35	1	2	(1)	地方自治法 (平成25年5月改正 法律第28号)	1	1	1	35	1	2	(1)	地方自治法 (昭和22年法律第67号)												
1	1	1	35	1	3	(2)	建設業法 (平成24年8月改正 法律第53号)	1	1	1	35	1	3	(2)	建設業法 (昭和24年法律第100号)												
1	1	1	35	1	4	(3)	下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)	1	1	1	35	1	4	(3)	下請代金支払遅延等防止法 (昭和31年法律第120号)												
1	1	1	35	1	5	(4)	労働基準法 (平成24年6月改正 法律第42号)	1	1	1	35	1	5	(4)	労働基準法 (昭和22年法律第49号)												
1	1	1	35	1	6	(5)	労働安全衛生法 (平成23年6月改正 法律第74号)	1	1	1	35	1	6	(5)	労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)												
1	1	1	35	1	7	(6)	作業環境測定法 (平成23年6月改正 法律第74号)	1	1	1	35	1	7	(6)	作業環境測定法 (昭和50年法律第28号)												
1	1	1	35	1	8	(7)	じん肺法 (平成16年12月改正 法律第150号)	1	1	1	35	1	8	(7)	じん肺法 (昭和35年法律第30号)												
1	1	1	35	1	9	(8)	雇用保険法 (平成24年3月改正 法律第9号)	1	1	1	35	1	9	(8)	雇用保険法 (昭和49年法律第116号)												
1	1	1	35	1	10	(9)	労働者災害補償保険法 (平成24年8月改正 法律第63号)	1	1	1	35	1	10	(9)	労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)												
1	1	1	35	1	11	(10)	健康保険法 (平成25年5月改正 法律第26号)	1	1	1	35	1	11	(10)	健康保険法 (昭和11年法律第70号)												
1	1	1	35	1	12	(11)	中小企業退職金共済法 (平成23年4月改正 法律第26号)	1	1	1	35	1	12	(11)	中小企業退職金共済法 (昭和34年法律第160号)												
1	1	1	35	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号)	1	1	1	35	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和51年法律第33号)												
1	1	1	35	1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法 (平成24年4月改正 法律第27号)	1	1	1	35	1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法 (平成3年法律第94号)												
1	1	1	35	1	15	(14)	道路法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	35	1	15	(14)	道路法 (昭和27年法律第180号)												
1	1	1	35	1	16	(15)	道路交通法 (平成24年8月改正 法律第67号)	1	1	1	35	1	16	(15)	道路交通法 (昭和35年法律第105号)												
1	1	1	35	1	17	(16)	道路運送法 (平成23年6月改正 法律第74号)	1	1	1	35	1	17	(16)	道路運送法 (昭和26年法律第183号)												
1	1	1	35	1	18	(17)	道路運送車両法 (平成23年6月改正 法律第74号)	1	1	1	35	1	18	(17)	道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)												
1	1	1	35	1	19	(18)	砂防法 (平成22年3月改正 法律第20号)	1	1	1	35	1	19	(18)	砂防法 (明治30年法律第29号)												
1	1	1	35	1	20	(19)	地すべり等防止法 (平成24年6月改正 法律第42号)	1	1	1	35	1	20	(19)	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)												
1	1	1	35	1	21	(20)	河川法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	35	1	21	(20)	河川法 (昭和39年法律第167号)												
1	1	1	35	1	22	(21)	海岸法 (平成23年5月改正 法律第37号)	1	1	1	35	1	22	(21)	海岸法 (昭和31年法律第101号)												
1	1	1	35	1	23	(22)	港湾法 (平成24年3月改正 法律第15号)	1	1	1	35	1	23	(22)	港湾法 (昭和25年法律第218号)												
1	1	1	35	1	24	(23)	港則法 (平成21年7月改正 法律第69号)	1	1	1	35	1	24	(23)	港則法 (昭和23年法律第174号)												
1	1	1	35	1	25	(24)	漁港漁場整備法 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	35	1	25	(24)	漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号)												
1	1	1	35	1	26	(25)	下水道法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	35	1	26	(25)	下水道法 (昭和33年法律第79号)												
1	1	1	35	1	27	(26)	航空法 (平成23年5月改正 法律第54号)	1	1	1	35	1	27	(26)	航空法 (昭和27年法律第231号)												
1	1	1	35	1	28	(27)	公有水面埋立法 (平成16年6月改正 法律第84号)	1	1	1	35	1	28	(27)	公有水面埋立法 (大正10年法律第57号)												
1	1	1	35	1	29	(28)	軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号)	1	1	1	35	1	29	(28)	軌道法 (大正10年法律第76号)												
1	1	1	35	1	30	(29)	森林法 (平成24年6月改正 法律第42号)	1	1	1	35	1	30	(29)	森林法 (昭和26年法律第249号)												
1	1	1	35	1	31	(30)	環境基本法 (平成24年6月改正 法律第47号)	1	1	1	35	1	31	(30)	環境基本法 (平成5年法律第91号)												
1	1	1	35	1	32	(31)	火薬類取締法 (平成23年6月改正 法律第74号)	1	1	1	35	1	32	(31)	火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)												
1	1	1	35	1	33	(32)	大気汚染防止法 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	35	1	33	(32)	大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)												
1	1	1	35	1	34	(33)	騒音規制法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	35	1	34	(33)	騒音規制法 (昭和43年法律第98号)												
1	1	1	35	1	35	(34)	水質汚濁防止法 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	35	1	35	(34)	水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)												
1	1	1	35	1	36	(35)	湖沼水質保全特別措置法 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	35	1	36	(35)	湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)												
1	1	1	35	1	37	(36)	振動規制法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	35	1	37	(36)	振動規制法 (昭和51年法律第64号)												
1	1	1	35	1	38	(37)	廃棄物処理及び清掃に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号)	1	1	1	35	1	38	(37)	廃棄物処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)												
1	1	1	35	1	39	(38)	文化財保護法 (平成23年5月改正 法律第37号)	1	1	1	35	1	39	(38)	文化財保護法 (昭和25年法律第214号)												
1	1	1	35	1	40	(39)	砂利採取法 (平成23年7月改正 法律第84号)	1	1	1	35	1	40	(39)	砂利採取法 (昭和43年法律第74号)												
1	1	1	35	1	41	(40)	電気事業法 (平成24年6月改正 法律第47号)	1	1	1	35	1	41	(40)	電気事業法 (昭和39年法律第170号)												
1	1	1	35	1	42	(41)	消防法 (平成24年6月改正 法律第38号)	1	1	1	35	1	42	(41)	消防法 (昭和23年法律第186号)												
1	1	1	35	1	43	(42)	測量法 (平成23年6月改正 法律第61号)	1	1	1	35	1	43	(42)	測量法 (昭和24年法律第188号)												
1	1	1	35	1	44	(43)	建築基準法 (平成25年5月改正 法律第20号)	1	1	1	35	1	44	(43)	建築基準法 (昭和25年法律第201号)												
1	1	1	35	1	45	(44)	都市公園法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	35	1	45	(44)	都市公園法 (昭和31年法律第79号)												
1	1	1	35	1	46	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	35	1	46	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)												
1	1	1	35	1	47	(46)	土壌汚染対策法 (平成23年6月改正 法律第74号)	1	1	1	35	1	47	(46)	土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号)												
1	1	1	35	1	48	(47)	駐車場法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	35	1	48	(47)	駐車場法 (昭和32年法律第106号)												
1	1	1	35	1	49	(48)	海上交通安全法 (平成21年7月改正 法律第69号)	1	1	1	35	1	49	(48)	海上交通安全法 (昭和47年法律第115号)												

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定						条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
編章節条						編章節条												
平成26年7月改正						平成27年4月改正												
1	1	1	35	1	50	(49)	海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）	1	1	1	35	1	50	(49)	海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）			
1	1	1	35	1	51	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成24年9月改正 法律第89号）	1	1	1	35	1	51	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）			
1	1	1	35	1	52	(51)	船員法（平成24年9月改正 法律第87号）	1	1	1	35	1	52	(51)	船員法（昭和22年法律第100号）			
1	1	1	35	1	53	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成20年5月改正 法律第26号）	1	1	1	35	1	53	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）			
1	1	1	35	1	54	(53)	船舶安全法（平成24年9月改正 法律第89号）	1	1	1	35	1	54	(53)	船舶安全法（昭和8年法律第11号）			
1	1	1	35	1	55	(54)	自然環境保全法（平成23年8月改正 法律第105号）	1	1	1	35	1	55	(54)	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）			
1	1	1	35	1	56	(55)	自然公園法（平成23年8月改正 法律第105号）	1	1	1	35	1	56	(55)	自然公園法（昭和32年法律第161号）			
1	1	1	35	1	57	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成21年6月改正 法律第51号）	1	1	1	35	1	57	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）			
1	1	1	35	1	58	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号）	1	1	1	35	1	58	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）			
1	1	1	35	1	59	(58)	河川法施行法（平成11年12月改正 法律第160号）	1	1	1	35	1	59	(58)	河川法施行法（昭和39年法律第168号）			
1	1	1	35	1	60	(59)	技術士法（平成23年6月改正 法律第74号）	1	1	1	35	1	60	(59)	技術士法（昭和58年法律第25号）			
1	1	1	35	1	61	(60)	漁業法（平成23年5月改正 法律第35号）	1	1	1	35	1	61	(60)	漁業法（昭和24年法律第267号）			
1	1	1	35	1	62	(61)	空港法（平成23年8月改正 法律第105号）	1	1	1	35	1	62	(61)	空港法（昭和31年法律第80号）			
1	1	1	35	1	63	(62)	計量法（平成23年8月改正 法律第105号）	1	1	1	35	1	63	(62)	計量法（平成4年法律第51号）			
1	1	1	35	1	64	(63)	厚生年金保険法（平成25年5月改正 法律第26号）	1	1	1	35	1	64	(63)	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）			
1	1	1	35	1	65	(64)	航路標識法（平成16年6月改正 法律第84号）	1	1	1	35	1	65	(64)	航路標識法（昭和24年法律第99号）			
1	1	1	35	1	66	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成25年5月改正 法律第25号）	1	1	1	35	1	66	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）			
1	1	1	35	1	67	(66)	最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）	1	1	1	35	1	67	(66)	最低賃金法（昭和34年法律第137号）			
1	1	1	35	1	68	(67)	職業安定法（平成24年8月改正 法律第53号）	1	1	1	35	1	68	(67)	職業安定法（昭和22年法律第141号）			
1	1	1	35	1	69	(68)	所得税法（平成25年5月改正 法律第29号）	1	1	1	35	1	69	(68)	所得税法（昭和40年法律第33号）			
1	1	1	35	1	70	(69)	水産資源保護法（平成22年6月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	70	(69)	水産資源保護法（昭和26年法律第313号）			
1	1	1	35	1	71	(70)	船員保険法（平成25年5月改正 法律第26号）	1	1	1	35	1	71	(70)	船員保険法（昭和14年法律第73号）			
1	1	1	35	1	72	(71)	著作権法（平成24年6月改正 法律第43号）	1	1	1	35	1	72	(71)	著作権法（昭和45年法律第48号）			
1	1	1	35	1	73	(72)	電波法（平成23年6月改正 法律第74号）	1	1	1	35	1	73	(72)	電波法（昭和25年法律第131号）			
1	1	1	35	1	74	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成24年4月改正 法律第27号）	1	1	1	35	1	74	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）			
1	1	1	35	1	75	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成23年5月改正 法律第47号）	1	1	1	35	1	75	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）			
1	1	1	35	1	76	(75)	農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）	1	1	1	35	1	76	(75)	農薬取締法（昭和23年法律第82号）			
1	1	1	35	1	77	(76)	毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	35	1	77	(76)	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）			
1	1	1	35	1	78	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月法律第62号）	1	1	1	35	1	78	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）			
1	1	1	35	1	79	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月 法律第18号）	1	1	1	35	1	79	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）			
1	1	1	35	1	80	(79)	警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）	1	1	1	35	1	80	(79)	警備業法（昭和47年法律第117号）			
1	1	1	35	1	81	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成24年6月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	81	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）			
1	1	1	35	1	82	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	35	1	82	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）			
1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	特許権等	1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	特許権等			
1	1	1	40	3	1	3.	著作権法に規定される著作物	1	1	1	40	3	1	3.	著作権法に規定される著作物			
							発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正 法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。											
							発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。											

## 土木工事共通仕様書新旧比較表

条文 改定							条文 改定																		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	平成26年7月改正						編	章	節	条	項	項以下	編章節条	平成27年4月改正					
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編										
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工										
3	2	17	0	0	1	第17節	植栽維持工	3	2	17	0	0	1	第17節	植栽維持工										
3	2	17	2	0	1	3-2-17-2	材料	3	2	17	2	0	1	3-2-17-2	材料										
3	2	17	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくものでなければならない。										